

平成25年度

雇用施策実施方針

目 次

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 若者の安定雇用の確保 | 1 |
| 2 | キャリアアップ支援 | 2 |
| 3 | 高齢者の就労支援と社会参加 | 3 |
| 4 | 障害者の就労支援 | 3 |
| 5 | ものづくり産業等における雇用対策 | 4 |
| 6 | 島根県との一体的雇用対策の推進 | 5 |
| 7 | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発 | 6 |

島根労働局

はじめに

島根労働局では、島根県と協議して、県内の雇用情勢に応じた施策を実施するため、「雇用施策実施方針」を策定し、これに基づき、一体的・機動的な雇用対策に取り組んできました。

本県の雇用情勢は、厳しい状況にあり、持ち直しの動きに弱さがみられます。雇用調整による事業所数は減少しているものの、解雇者数は増加しています。企業の休業等の際に利用される雇用調整助成金等の申請件数は高止まりの状況であり、有効求人倍率も1倍を下回って推移しています。

また、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に、景気の回復に向かうことが期待されるものの、中小企業金融円滑化法の期限到来の影響等、先行きは不透明であり、当面厳しい状況が続くと予想されます。

さらに、本県は、少子・高齢化や過疎化の進行とともに若年者の県外就職などにより人口の減少が続いています。

こうした厳しい雇用情勢や少子・高齢化の中で、活力ある島根県を築くためには、産業振興と人材確保を通じ、誰もが働きがいを感じながら暮らしていける社会を実現していくことが求められています。

このため平成25年度においては、

- 1 若者の安定雇用の確保
- 2 キャリアアップ支援
- 3 高年齢者の就労支援と社会参加
- 4 障害者の就労支援
- 5 ものづくり産業等における雇用対策
- 6 島根県との一体的雇用対策の推進
- 7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発

などの課題を中心に、島根県と島根労働局が連携し、一体的・機動的に雇用対策を進めていくこととしました。

これら施策の実施方針として、ここに「平成25年度島根県雇用施策実施方針」を定め、県内の雇用対策を効果的に実施します。

1 若者の安定雇用の確保

【島根県と国との具体的連携事項】

- 経済4団体等に対する求人要請
- 「1社1財」運動、「若者応援企業宣言」事業による県内企業に対する求人確保や早期求人提出の働きかけ（目標3,000社）
- ジョブカフェしまねと新卒応援ハローワークの連携した就職支援
- 地域若者サポートステーションとハローワークの連携した若年無業者等の自立支援

（1）新規学卒者・既卒者の就職支援と求人確保

① 求人の確保

労働局・ハローワーク、島根県、島根県教育委員会、学校、産業界、労働界等による「新卒者応援本部会議」の開催等を通じて、地域関係者の緊密な連携のもと、求人確保をはじめ就職支援に総力を挙げて取り組みます。

島根県及び島根県教育委員会等と連携のうえ、「1社1財運動」を展開し、求人確保及び求人への早期提出について、経済4団体等に協力を要請するとともに、県内企業にも呼びかけます。

② 大学等の新卒者・既卒者に対する就職支援の推進

「松江新卒応援ハローワーク」や「ジョブカフェしまね」等が大学等と連携のうえ、大学等への定期訪問による出張相談やセミナーの実施、企業説明会や就職説明会等の開催、大学等主催の企業説明会参加企業の確保支援など、大学等新卒者及び既卒者の就職支援に取り組みます。

特に、大学等への出張相談にあたっては、学卒ジョブサポーター等の全校担当制により、きめ細かな支援に努めます。

（2）若者と中小企業のマッチングの強化

若者と中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な中小企業による「若者応援企業宣言」事業の周知や「ジョブカフェしまね」との連携による面接会の開催等を行い、若者の就職支援に取り組みます。

（3）フリーター等の就職支援・キャリアアップの促進

① ハローワークとジョブカフェしまねの連携支援

ハローワークの「わかもの支援コーナー」等において、フリーター等に対して就職支援ナビゲーター等の担当者制により、予約制による職業相談・職業紹介、履歴書の作成指導など、きめ細かな個別支援を行うとともに、ジョブカフェの若

年者対象事業と連携のうえ支援に取り組みます。また、「若年者等トライアル雇用」の活用によって正規雇用化を推進します。

② ハローワークと地域若者サポートステーションの連携支援

ハローワークは、若者の職業的な自立を支援する地域若者サポートステーション事業の周知を行い、若年無業者等を必要に応じて、地域若者サポートステーションへ誘導するなど相互に連携のうえ、就労希望者に対し職業相談・職業紹介を行います。

また、若年無業者等を若年無業者集中訓練プログラム事業に誘導し、就職支援するほか、学校中退者等の支援に取り組みます。

2 キャリアアップ支援

【島根県と国との具体的連携事項】

- ものづくり産業等（ものづくり産業、介護、医療、情報通信業、環境等）における産業人材の育成
- 求人者・求職者ニーズを反映した就職に役立つ職業訓練コースの設定
- 安定した就職に向け職業訓練が効果的と考えられる方への公的職業訓練情報の提供及び受講あっせん
- 訓練修了後の担当者制等によるきめ細かな就職支援

（1）ものづくり産業等における人材育成

ものづくり産業等（ものづくり産業、介護、医療、情報通信業、環境等）において、成長産業の基盤となる中核的人材の育成のため、島根県と連携して産業人材のキャリアアップを図ります。

（2）就職に役立つ職業訓練コースの設定

就職に役立つ職業訓練コースの設定に向け、労働局が把握した求人者及び求職者の職業訓練ニーズを島根県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根職業訓練支援センターに情報提供し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の分野別コースの設定について、効果的な設定となるよう連携を図ります。

（3）職業訓練の実施による再就職支援

公共職業訓練・求職者支援訓練情報の提供及びキャリア・コンサルティングにより、求職者の適性・能力を踏まえた適切な訓練への受講あっせんを行うとともに、訓練受講中から訓練実施機関と連携し、担当者制等きめ細かな就職支援に取り組みます。

3 高年齢者の就労支援と社会参加

【島根県と国との具体的連携事項】

- 改正高年齢者雇用安定法の施行を踏まえ、企業における高年齢者の雇用が一層すすむよう「年齢に関わりなく働ける企業」の普及・啓発
- 「島根県シルバー人材センター事業推進会議」等により連携を図り、多様な就業・社会参加を促進

(1) 「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労支援

改正高年齢者雇用安定法の施行を踏まえ、企業における高年齢者の雇用が一層すすむよう、島根県の協力を得ながら「年齢に関わりなく働ける企業」の普及・啓発に取り組みます。

(2) 高齢者の再就職の援助・促進

高年齢求職者の就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や担当者制による就労支援を行う高年齢者就労総合支援事業を実施します。

(3) 高齢者が地域で働かれる場や社会を支える活動が出来る場の拡大

「島根県シルバー人材センター事業推進会議」等により地域関係者と連携を図り、シルバー人材センター事業の自立的・効率的な事業を推進し、多様な就業と生きがいを求める高年齢者の社会参加を促進します。

4 障害者の就労支援

【島根県と国との具体的連携事項】

- 障害者雇用に関する企業等への意識啓発セミナー等の開催
- 「生活支援会議」を通じた地域関係者一体となった就職支援
- 障害者就業・生活支援センターにおける障害者の生活面と就業面の一体的な支援
- 「精神障害者社会適応訓練事業」による医療機関等と連携した精神障害者の社会復帰、就労促進

(1) 法定雇用率の引き上げを踏まえた就労支援の強化

① 法定雇用率引き上げに伴う周知・啓発指導

法定雇用率引き上げに関する周知を広く実施するとともに、新たに雇用率未達成となる企業を対象に、個別の訪問指導や未達成企業を対象としたセミナー等を

島根県と共催により実施します。

② 中小企業への支援強化や地域の就労支援の強化

企業の採用ニーズに対応するため、福祉施設、特別支援学校等の利用者等の就労ニーズを把握し、労働局・ハローワーク、島根県、特別支援学校及び関係機関等により「生活支援会議」を開催し、地域関係者の緊密な連携のもと、障害者雇用に対する不安を解消するための職場実習や職場定着支援などを実施し、雇用前から職場定着までの一貫した就労支援に取り組みます。

③ 税制上の優遇措置の活用促進

障害者を多数雇用する事業所に対する税制上の特例措置、機械等の割増償却制度及び障害者の「働く場」に対し発注促進税制の幅広い周知を図り、活用促進に努めます。

(2) 障害特性・就労形態に応じたきめ細やかな支援策の充実強化

① 求職者支援、事業主支援の充実・強化による雇用促進、職場定着に向けた総合的かつ継続的な支援

島根県と連携し、障害者就業・生活支援センターが行う障害者の生活面と就業面の一体的な支援により、障害者の雇用促進及び定着支援に取り組みます。

② 精神障害者に対する医療機関等と連携した支援

精神障害者の就労支援に際しては、「医療」から「雇用」への流れを促進するために、ハローワーク、保健所、医療機関及び関係福祉事務所等と連携し精神障害者社会適応訓練事業の取り組みを強化するとともに、精神障害者の社会復帰及び就労支援を実施します。

(3) 障害者の職業能力開発支援の推進

障害者を対象とした職業訓練について、島根県が実施する委託訓練の利用を促進するとともに積極的かつ効果的な受講あっせんに努めます。

5 ものづくり産業等における雇用創出

【島根県と国との具体的連携事項】

- ものづくり産業等（ものづくり産業、介護、医療、情報通信業、環境等）における雇用創出
- 企業支援策の周知・広報

(1) ものづくり産業等における産業政策と一体となった雇用創出

中小企業金融円滑化法の期限到来等の影響による離職者の雇用の場を確保するため、積み増しされた重点分野雇用創出事業を活用し、ものづくり産業、介護、医療等成長が期待される分野で新たな雇用機会を創出するとともに、より地域に根ざした企業等を支援し雇用の場の確保に努めます。

(2) 企業支援策の周知・広報

島根県と連携し、「企業支援施策説明会」等を開催し、地域雇用開発奨励金、新設された起業支援型地域雇用創造事業等、雇用創出に関する施策、助成金等の周知・広報を実施します。

6 島根県との一体的雇用対策の推進

【島根県と国との具体的連携事項】

- 企業の雇用動向等に関する情報共有と機動的な雇用対策の推進
- 誘致企業に対する円滑な人材確保
- 「島根県生活福祉・就労支援協議会」による連携強化
- 島根県との協定に基づく一体的実施

(1) 企業の雇用動向等に関する情報共有と機動的な雇用対策の推進

県内の雇用情勢の変化を的確に把握するとともに、統計資料等労働分野の動向に関する情報や地域の産業施策、福祉施策、教育施策等を共有し、島根県と一体となって、誘致企業の求める人材確保など雇用対策を機動的に取り組みます。

また、人員整理等が発生した場合には、企業への雇用維持支援、離職者への再就職支援を連携して取り組みます。

(2) 生活保護受給者等の就労自立の推進

島根県と連携して「島根県生活福祉・就労支援協議会」を開催し、生活保護受給者や生活保護受給ボーダー層を含め、安定的な就労機会の確保及び生活再建を支援します。

(3) 島根県等との協定に基づく一体的実施の推進

島根県からの提案を基に、島根県との間で締結した一体的実施に関する協定や関係者が参加する運営協議会の枠組みを活用して、松江テルサ3階フロアにおいて、「ジョブカフェしまね」（島根県）、「駅前しごとプラザ松江」（国）及び「しまね若者サポートステーション」が学生・生徒や求職者等に対する支援、県内企

業の人材確保に対する支援を実施します。

7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発

【島根県と国との具体的連携事項】

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた周知・啓発

島根県及び労働局は、誰もが生涯を通じ、仕事と生活の調和のとれた働き方ができる社会を実現するため、「しまね生き生き職場宣言」の普及・定着に向けて、引き続き県内企業等に対し周知・啓発に努めます。

雇用施策実施方針は、毎年度、島根労働局が実施する雇用施策について、島根県知事から意見を聞いて策定するもので、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 13 条第 1 項に基づき、平成 20 年度から策定しています。